

## 解説

# FASBの金融資産の減損に関する 公開草案

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ  
川西 安喜



## はじめに

2012年12月20日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書案（公開草案）「金融商品：信用損失（Subtopic825-15）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案の主要な目的は、企業が保有する金融資産や信用を供与するコミットメントの予想信用損失に関する、意思決定により有用な情報を提供することにある。本公開草案のコメント期限は、2013年4月30日である。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する

FASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

## 背景

### (1) 金融危機諮問グループ

2008年10月、世界的な金融危機から生じた財務報告に関する問題への対処の一環として、FASBと国際会計基準審議会（IASB）は、金融危機諮問グループ（FCAG）を設立した。FCAGは、金融市場の信頼性を高めるために財務報告をどのように改善できるのかを検討することとされ、2009年7月に公表された報告書では、ローンその他の金融商品に関連する損失の認識の遅れと、複数の減損アプローチの存在が、会計基準の主要な短所として指摘された。発生信用損失モデルにおいては、信用損失が発生する可能性が高いか信用損失が実際に発生するまで信用損失が認識されないため、FCAGは、より将来を見越した情報を用いることとなる予想信用損失モデルを検討することを提案した。

### (2) IASBの当初の公開草案

2009年11月、IASBは公開草案

「金融商品：償却原価及び減損」（以下「IASBの当初の公開草案」という。）を公表し、償却原価により測定する金融資産の会計処理（減損を含む。）を提案した。このIASBの当初の公開草案では、金融資産の予想存続期間にわたり利息収益を配分することにより、その金融資産の実効リターンに関する情報を提供することを目的としており、具体的には、各決算日において金融資産の償却原価を再計算するために、その時点での予想キャッシュ・フローを当初の実効金利により割り引くモデルが提案された。このモデルのもとでは、信用損失は、予想キャッシュ・フローの見積りを通じ考慮される。

IASBの当初の公開草案に対するコメント提出者の多くは、現行の発生信用損失モデルから、より将来を見越した予想信用損失に基づくアプローチに変更することに同意した。コメント提出者は、IASBの当初の公開草案における予想キャッシュ・フロー・モデルは、理論的に正しいと考えたものの、その多くは、実務における適用（特に、オープン・ポートフォリオへの適用）が困難であると考えた。

### (3) FASBの公開草案

2010年5月、FASBは、会計基準更新書案（公開草案）「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理の見直し」（以下「FASBの公開草案」という。）を公表し、分類及び測定、信用減損、並びにヘッジ会計に関する規定を提案した。このFASBの公開草案のうちの信用減損に関する部分の目的は、引当金の残高が金融商品の残存期間にわたる予想信用損失のすべてを反映することであり、FASBは、期日に契約上の金額のすべてが回収されないことが予想される場合に信用減損を認識することを提案した。

このFASBの公開草案のもとでは、既存の会計基準とは異なり、信用損失を認識するに当たり、その発生の可能性が高いことが要求されない。また、信用減損の測定に当たり、決算日に存在する経済条件が金融資産の残存期間にわたり不変であると仮定することが提案され、利息収益は、信用損失引当金控除後の償却原価に実効金利を適用することにより認識することが提案された。

FASBの公開草案に対するコメント提出者の多くは、見積りに当たり、信用損失の全額を認識することに同意した。また、信用損失の認識に当たっての現行の発生に関する閾値の廃止についても幅広く支持した。投資家の多くは、この発生に関する閾値が、2007年及び2008年に差し迫っていた信用損失の認識を妨げていた可能性があるという指摘した。

ほとんどの利害関係者が減損モデルを一本化することを支持していたものの、一部の利害関係者は、FASBの公開草案のもとでも、3つの異なる

減損モデル（金融資産のプールのためのモデル、個別の金融資産のためのモデル、及び購入金融資産のためのモデル）が存在すると指摘した。また、他の利害関係者は、決算日に存在する経済条件が将来、不変であることを仮定することについても懸念を示した。さらに、利害関係者（財務諸表の利用者を含む。）は、一般的に、信用損失引当金控除後の償却原価に実効金利を適用することにより利息収益を認識することに反対し、利息収益と信用損失を別個に測定する現行の米国会計基準を支持した。

### (4) 共同の補足文書

FASBとIASBは、それぞれのボードの当初の減損に関する提案を改良した減損モデルの開発を開始し、この重要な論点について共通の解決策に至ることを模索した。2011年1月、両ボードは共同で補足文書「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理の見直し：減損」を公表した。このFASBとIASBによる共同の提案は、当初認識時の閾値を廃止した上で、信用損失引当金に2つの測定目的を導入するものであった。すなわち、「正常債権」については、時間比例的な予想信用損失と、予見可能な将来に発生が予想される信用損失のいずれか大きい方を引当金として認識し、「不良債権」については、予想信用損失の全額を認識することが提案された。金融資産は、その回収可能性があまりにも不確実になったために、企業の信用リスク管理目的が、借手からの定期的な現金の受領から、金融資産の全部又は一部の回収に変更になった時点で、正常債権から不良債権に振り替えることとなる。こ

の提案は、FASBとIASBのそれぞれのボードの主要な目的を部分的に達成するという特徴を有していた。

補足文書に対するコメント提出者の多くは、この提案を導入するためには、「正常債権」から「不良債権」への振替時期を決定する条件をより精緻化する必要があると述べた。一部のコメント提出者は、首尾一貫した適用を促すために、数値規準を設けることを提案した。また、多くの財務諸表の作成者及び監査人は、重要な用語についてより厳密に定義しなければ、このモデルは、実行可能でも、監査可能でも、理解可能でもなく、比較可能性が達成されないという指摘した。さらに、「予見可能な将来」という概念が曖昧であり、直観に合わない結果をもたらすことがあると述べた。最後に、金融機関ではない企業の多くは、金融機関と同じように金融資産を管理しておらず、したがって、正常債権と不良債権に分ける提案には違和感があり、現行実務と整合しないと述べた。

### (5) 3バケット減損モデルの開発

2011年6月から2012年7月にかけて、FASBとIASBは、寄せられたフィードバックをもとに、いわゆる3バケット減損モデルを共同で開発した。補足文書のモデルと同様に、このモデルは、当初認識時の閾値を廃止した上で、組成時又は取得時以後の信用の悪化（又は回復）の程度に基づき、信用損失引当金について2つの異なる測定目的を導入するものであった。すなわち、バケット1については、今後12か月に損失事象の発生が予想される金融資産の残存期間にわたり予想される損失（これを「12か月分の予想損失」ということがある。）を認識し、バケット2及びバケット

3については、残存期間にわたり予想される損失の全額を認識することが提案された。2012年7月までの暫定的な意思決定に従えば、次の両方を満たす場合に、金融資産はバケット1からバケット2（又はバケット3）に振り替えられることとなる。

- (a) 信用の質に軽微とはいえ悪化があった。
- (b) 契約上のキャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが、少なくとも合理的にあり得る。

#### (6) FASB独自のモデルの開発

3バケット減損モデルの適用指針を開発する中で、FASBは利害関係者から、モデルの多くの原則を明確化するよう要請され、この中には、バケット1の測定目的と、測定目的の変更を決定する振替要件が含まれた。利害関係者の多くは、提案された振替要件が、残存期間にわたる損失の全額を見積もるに当たり、改めて損失が発生していることを契機とすることを要求しているものと考えた。

2012年4月から2012年7月にかけて、FASBのスタッフと個別のボード・メンバーは、利害関係者と詳細について話し合い、明確化のための指針を追加することでこの問題に対処しようとした。しかし、このような努力にもかかわらず、利害関係者は、3バケット減損モデルの実行可能性、監査可能性、及び理解可能性に関する重大な懸念を表明し続けた。最も重大な懸念は、2つの異なる測定目的を用いていること、すなわち、一部の資産については予想信用損失の一部を認識し、組成時又は取得時以後に著しい悪化がみられた資産について予想信用損失の全額を認識することであった。具体的には、以下

の点について懸念が表明された。

- (a) いずれの測定目的を用いるべきかについての要件が曖昧である
- (b) 測定目的間の振替えのタイミングに関連して利益操作の可能性がある
- (c) 予想信用損失の一部を認識するアプローチから、予想信用損失の全額を認識するアプローチへの移動（又はその逆）に伴い、「激変」する可能性がある

多くの利害関係者は、3バケット減損モデルは、首尾一貫して適用されず、財務諸表の利用者に対して、比較可能性のある情報や透明性のある情報をもたらさない可能性があるとして述べた。また、財務諸表の利用者は、貸借対照表における信用損失引当金の金額を算定するに当たり、2つの異なる測定目的を用いることについて懸念を表明した。

3バケット減損モデルに関する説得力のあるフィードバックを受け、2012年7月、FASBは、減損プロジェクトにおけるこれまでの暫定的な意思決定、主として、2つの異なる測定目的を用いることを再検討することとした。FASBは、前述の他のモデルに対して寄せられたフィードバックも再検討した。その結果、FASBは、本公開草案で提案されている現在予想信用損失モデルにたどり着いているが、このモデルについて、堅固な概念を維持し、プロジェクトの目的を達成しつつ、複雑であったり、実行可能でなかったり、その他の理由により問題があるとされた概念を回避できたと考えている。

#### 現在予想信用損失モデル

本公開草案の現在予想信用損失モ

デルの概要は、以下のとおりである。

#### (1) 範囲

本公開草案は、すべての企業に適用する。また、本公開草案は、信用リスクに関連する損失を被る可能性があり、かつ、「その変動を純利益に含めて認識する公正価値（FV-NI）」カテゴリーに分類されていない、以下の金融資産について適用する。

- (a) 以下を含む、負債性金融商品である金融資産
  - i. 「償却原価」カテゴリーに分類されている負債性金融商品
  - ii. 「その変動のうち要件を満たすものについてその他の包括利益に含めて認識する公正価値（FV-OCI）」カテゴリーに分類されている負債性金融商品
  - iii. 収益認識に関する会計基準の範囲に含まれる、収益（売上）が認識される取引から生じる売掛債権
  - iv. 保険に関する会計基準の範囲に含まれる、保険取引から生じる再保険債権
- (b) リースに関する会計基準に従い、貸手により認識されたリース債権
- (c) ローン・コミットメント

#### (2) 認識

##### ① 総論

各決算日において、企業は、本公開草案の範囲に含まれる金融資産の予想信用損失について引当金を認識しなければならない。ここで、予想信用損失とは、回収されないことが予想される、すべての契約上のキャッシュ・フローの現在の見積りをいう。

また、FV-OCIにより測定されている金融資産について、以下の条件が共に満たされる場合、企業は、予想信用損失を認識しないことを選択

することができる。

- (a) 個々の金融資産の公正価値が、金融資産の償却原価と同じであるか、これより大きい。
- (b) 個々の金融資産の予想信用損失が重要ではない。決算日における資産の信用の質に関する指標に基づき、予想信用損失の範囲に関する一般的な予想を検討することにより、これが判定できることがある。

## ② 予想信用損失の見積り

予想信用損失の見積りは、見積りを行うに当たって関連性があると考えられる、内部及び外部の利用可能な情報に基づかなければならない。このような情報には、類似する資産についての過去の損失の実績を含む、過去の事象に関する情報、現在の状況、並びに、合理的かつ裏付可能な予測及びその予想信用損失に対する帰結に関する情報が含まれる。

用いる情報には、借手に固有の定性的及び定量的要因（例えば、借手の信用力に関する現在の評価）と、企業が事業を行っている経済環境に固有の定性的及び定量的要因（例えば、景気循環における現在の位置と、予想される今後の方向性に関する評価）を含めなければならない。過去の実績に反映されていない、損失に関連する現在の情報がある場合、これを反映するために必要に応じて修正を行わなければならない。

企業は、金融資産の契約期間全体にわたり、予想信用損失を見積もらなければならないものの、予測期間が長くなればなるほど、予想信用損失を見積もる上での判断の度合いが大きくなる。これは、先になればなるほど、詳細な見積りが利用可能でなくなるからである。企業は、契約

上のキャッシュ・フローの予想される回収可能性と関連性のある情報のうち、過度のコストや労力を必要とせずに利用可能な情報を検討しなければならない。

予想信用損失の見積りは、最悪のシナリオに基づくものでも、最善のシナリオに基づくものでもない。すなわち、予想信用損失の見積りに当たっては、信用損失が発生する可能性と、信用損失が発生しない可能性の両方が、必ず反映される。一方、3以上の結果の発生可能性を考慮した、確率による加重平均の計算は要求されない。最も発生可能性が高い結果（統計学上の最頻値）のみに基づいて予想信用損失を見積もることは禁止される。

予想信用損失の見積りに当たり、企業は、保証人の経済状況や、信用損失を吸収する劣後持分の存在等、信用補完（単独で契約となるものを除く。）が金融資産に関する予想信用損失をどのように軽減するのかを反映しなければならない。ただし、予想信用損失の見積りに当たり、企業は、金融資産と、信用損失を軽減する役割を果たす別個の単独の契約を組み合わせるはならない。すなわち、金融資産（又はそのグループ）の予想信用損失の見積りは、金融資産（又はそのグループ）の予想信用損失を軽減する可能性のある、法的に分離可能で別個に権利行使可能な契約（例えば、購入したクレジット・デフォルト・スワップ）と相殺してはならない。

## ③ 予想信用損失引当金の変動の認識

企業は、本公開草案に従い、貸借対照表において当期の予想信用損失引当金の残高を調整するために必要

な信用損失（又はその戻入れ）の金額について、損益計算書において予想信用損失引当金繰入額として認識しなければならない。

## ④ 利息収益

以下に述べる場合を除き、本公開草案は、債権者がどのように利息収益を認識すべきであるかについて述べていない。

本公開草案の範囲に含まれる、購入時に信用が毀損している金融資産について利息収益を認識する場合、企業は、その取得時に購入価格に組み込まれたディスカウントについて利息収益を認識してはならない。購入時に信用が毀損している金融資産に関する信用損失引当金の残高は、前述のとおり、回収されないことが予想される、すべての契約上のキャッシュ・フローの現在の見積りに基づかなければならない。また、予想信用損失引当金の変動についても、前述のとおり、損益計算書において当期の信用損失引当金繰入額として認識しなければならない。

元本の実質的にすべて又は利息の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合、企業は、利息収益の認識を中止し、以下のとおり会計処理しなければならない。

- (a) 元本の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合、企業は、負債性金融商品から受け取った現金のすべてについて、資産の帳簿価額の減少として認識しなければならない。帳簿価額がゼロまで減少して、なおも受け取った現金は、過去に直接減額をした金額の回復（すなわち、予想信用損失引当金の修正）と考え、利息収益として認識しなければならない。
- (b) 元本の実質的にすべてを受け取

る可能性が高いものの、利息の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合（担保の価値が償却原価よりも大きい場合等が考えられる）、企業は、受け取った現金について利息収益を認識しなければならない。ただし、利息収益の発生を中止しなかった場合に認識されたであろう利息収益を超えて受け取った現金は、資産の帳簿価額の減額に充てなければならない。

もはや利息収益の認識を中止するような状況でなくなった場合、企業は、利息の認識を中止する前に用いていた利息収益の認識方法を適用しなければならない。

### (3) 事後測定

#### ① 直接減額

企業は、将来の回復が合理的に予想されないと判断した期間に、本公開草案の範囲に含まれる金融資産（又はその一部）の取得原価を直接減額しなければならない。直接減額した金融資産の残高だけ、予想信用損失引当金の残高も減額しなければならない。過去に直接減額した金融資産の回復は、対価を受け取った場合にのみ、予想信用損失引当金を修正することにより認識しなければならない。ここで、回復とは、金融資産が直接減額された後に、要求される支払いの全部又は一部として、企業が対価を受け取ることをいう。

#### (4) 表示

企業は、本公開草案の範囲に含まれる金融資産で、償却原価により測定されているもの（購入時に信用が毀損している資産及びローン・コミットメントを除く。）に関する予想信用損失の見積りは、資産の償却原価を減額する引当金（負債）として貸借対照表に表示しなければならない。

また、本公開草案の範囲に含まれる金融資産で、FV-OCIにより測定されているもの（購入時に信用が毀損している資産及びローン・コミットメントを除く。）に関する予想信用損失の見積りは、資産の償却原価を減額する資産の控除項目として貸借対照表に表示しなければならない。

さらに、本公開草案の範囲に含まれる、購入時に信用が毀損している資産で、FV-NIにより測定されていないものに関する予想信用損失の見積りは、取得時の資産の購入価格と予想信用損失の合計を減額する引当金（負債）として貸借対照表に表示しなければならない。

最後に、本公開草案の範囲に含まれるローン・コミットメントに関する予想信用損失の見積りは、負債として貸借対照表に表示しなければならない。

#### (5) 開示

本公開草案は、その範囲に含まれる金融商品の信用リスク及び信用損失の認識に関連する、以下の開示規定を提案している。

- (a) 信用の質に関する情報
- (b) 予想信用損失引当金
- (c) 特定の負債性金融商品の増減分析
- (d) FV-OCIに分類される負債性金融商品の公正価値から償却原価への調整表
- (e) 延滞状況
- (f) 利息収益の認識の中止の状況
- (g) 購入時に信用が毀損している金融資産
- (h) 担保付金融資産

これらの開示により、財務諸表の利用者が以下を理解できるようになることが意図されている。

- (a) ポートフォリオに内在する信用

- リスク及び経営者がポートフォリオの信用の質をモニターする方法
- (b) 経営者の予想信用損失の見積り
- (c) 当期中の予想信用損失の見積りの変動

## おわりに

本公開草案の公表時点では、IASBが信用損失に関する審議を終えておらず、改訂公開草案を公表していなかったことから、FASBは、本公開草案における提案と国際財務報告基準（IFRS）の比較を行っていない。IASBの審議が完了し、改訂公開草案が公表されたところで、FASBは、差異を要約し、両モデルについてコメントを募集する予定である。

#### 【参考文献】

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Financial Instruments - Credit Losses (Subtopic 825-15)"*, December 20, 2012.